

公益財団法人佐々木泰樹育英会
2023 年度第 6 回臨時理事会 議事録

提案事項 1

2024 年度建築奨学金応募要領および建築奨学金規程において、下記「資格」（奨学生の資格）から、括弧書きの部分（組織設計事務所、建築会社、不動産開発業者等への勤務を希望する者を除く）を削除する。

(3) 一級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士として独立し、自ら建築士事務所の開業を志している者（組織設計事務所、建築会社、不動産開発業者等への勤務を希望する者を除く）

提案事項 2

2023 年度第 5 回定時理事会にて、各分野の奨学金規程に「規程違反等に際して奨学金の返還を求めることができる」という旨の条文を追加することを決議したが、提案事項 1 が決議された場合、その第 5 回定時理事会決議を取り消す。

2023 年 10 月 19 日、理事長佐々木泰樹が理事の全員及び監事の全員に対して、電磁的方法により理事会の決議の目的である事項について上記の内容の提案書を発し、当該提案につき、2023 年 10 月 20 日までに理事の全員から電磁的記録により同意の意思表示、監事の全員から電磁的記録により異議がないとの意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条（定款第 33 条第 4 項）に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものと看做された。

以上のとおり、理事会の決議があったと看做された事項を明確にするため、本事項を提案した理事は議事録を作成する。

2023 年 10 月 20 日
公益財団法人佐々木泰樹育英会
代表理事 佐々木泰樹